



鳥取県公報

平成 21 年 1 月 30 日 (金)
号外第 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (2) (財政課) 3
- 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例 (3) (産業振興戦略総室) 7

==== 公布された条例のあらまし =====

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国の緊急的な生活対策及び雇用対策に伴い、新たに基金を設置する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県ふるさと雇用再生特別基金	本県の雇用失業情勢の実情にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。
鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの者の生活の安定を図ること。
鳥取県妊婦健康診査支援基金	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。

(2) 施行期日は、次のとおりとする。

ア 鳥取県ふるさと雇用再生特別基金 公布日

イ 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金及び鳥取県妊婦健康診査支援基金 規則で定める日

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の提出理由

県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、企業立地事業及び事務管理部門雇用創出事業の助成に係る要件を緩和する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 平成21年2月1日から平成23年3月31日までの間に、製造業を営む中小企業者が新たに県内に工場等の新設又は増設を行う事業（以下「新增設事業」という。）に係る知事の認定を受ける場合には、当該事業に係る投資額の要件は、5,000万円以上（現行 1億円以上）とする。

(2) 事務管理部門雇用創出事業に係る事業に係る知事の認定を受ける場合には、当該事業に係る新規常時雇用労働者数の要件は、5人以上（現行 10人以上）とし、県内転入者の限度は2人（現行 5人）とする。

(3) 施行期日は、平成21年2月1日とする。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第2号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																														
<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>19の項</u>までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名称</th> <th style="width: 15%;">設置目的</th> <th style="width: 10%;">積立て</th> <th style="width: 15%;">運用益金の整理又は処理</th> <th style="width: 50%;">処分事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18 鳥取県こども未来基金</td> <td style="text-align: center;">未来を担う子どもの健全な成長に資する施策のため県に寄附された寄附金</td> <td style="text-align: center;">一般会計歳入歳出予算に定める額</td> <td style="text-align: center;">一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</td> <td style="text-align: center;">当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充てる時。 (1) 略 (2) ジュニアスポーツ</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					18 鳥取県こども未来基金	未来を担う子どもの健全な成長に資する施策のため県に寄附された寄附金	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充てる時。 (1) 略 (2) ジュニアスポーツ	<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>18の項</u>までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名称</th> <th style="width: 15%;">設置目的</th> <th style="width: 10%;">積立て</th> <th style="width: 15%;">運用益金の整理又は処理</th> <th style="width: 50%;">処分事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18 鳥取県こども未来基金</td> <td style="text-align: center;">未来を担う子どもの健全な成長に資する施策のため県に寄附された寄附金</td> <td style="text-align: center;">一般会計歳入歳出予算に定める額</td> <td style="text-align: center;">一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</td> <td style="text-align: center;">当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充てる時。 (1) 略 (2) ジュニアスポーツ</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					18 鳥取県こども未来基金	未来を担う子どもの健全な成長に資する施策のため県に寄附された寄附金	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充てる時。 (1) 略 (2) ジュニアスポーツ
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																											
略																															
18 鳥取県こども未来基金	未来を担う子どもの健全な成長に資する施策のため県に寄附された寄附金	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充てる時。 (1) 略 (2) ジュニアスポーツ																											
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																											
略																															
18 鳥取県こども未来基金	未来を担う子どもの健全な成長に資する施策のため県に寄附された寄附金	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充てる時。 (1) 略 (2) ジュニアスポーツ																											

	を、当該 施策の実 施に要す る経費に 充てるこ と。			(子どもが 行うスポ ーツをいう。) の振興に係 る経費		を、当該 施策の実 施に要す る経費に 充てるこ と。		(子どもが 行うスポ ーツをいう。) の振興に係 る経費
19 鳥 取県 ふる さと 雇用 再生 特別 基金	本県の 雇用失業 情勢の実 情にかん がみ、県 及び市町 村が創意 を凝らし て、県内 における 雇用再生 のため に、県内 の求職者 等を雇い 入れて行 う雇用機 会を創出 する事業 を実施 し、継続 的な雇用 機会の創 出を図る こと。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。				

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的 のために財産を維持し、資金を積み立てるための基 金として別表第1の1の項から21の項までの第2欄 に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的 のために財産を維持し、資金を積み立てるための基 金として別表第1の1の項から19の項までの第2欄 に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基</p>

金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。

2～4 略

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
19 鳥取県ふるさと雇用再生特別基金	本県の雇用失業情勢の实际情况にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
20 鳥取県緊急雇用創出事業臨時	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。

2～4 略

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
19 鳥取県ふるさと雇用再生特別基金	本県の雇用失業情勢の实际情况にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

<p>特例 基金</p>	<p>に 対 し て、次 の雇用 までの 短期の 雇用・就 業機会を 創出・提 供する等 の事業を 実施し、 これらの 者の生活 の安定を 図 る こ と。</p>		<p>立 て</p>						
<p>21 鳥 取県 妊婦 健康 診査 支援 基金</p>	<p>市町村 が実施す る妊婦健 康診査事 業の円滑 な推進を 図 る こ と。</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。</p>					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 事務管理部門雇用創出事業 県内において、事務に係る業務で知事が要綱で定めるもの（以下「事務管理業務」という。）を新たに行う事業（以下「事務管理事業」という。）であって、当該事務管理事業の実施に伴い増加する見込みである常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事予定者」という。）の人数が<u>5人</u>以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事務管理事業の実施前の常時雇用労働者の人数に<u>5</u>を加えた数以上の常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事者」という。）を雇用して当該事務管理事業を継続する事業をいう。この場合において、事務管理業務に従事するため当該従事開始の日までに県外から住所を移転した常時雇用労働者（以下「県内転入者」という。）のうち、対象事務管理事業従事予定者及び対象事務管理事業従事者とする人数は、<u>2人</u>を限度とする。</p> <p>（5）～（10） 略</p> <p>2 略</p> <p>（企業立地等事業に係る知事の認定の特例）</p> <p>第2条の2 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時雇用労働者の数が300人以下の会</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 事務管理部門雇用創出事業 県内において、事務に係る業務で知事が要綱で定めるもの（以下「事務管理業務」という。）を新たに行う事業（以下「事務管理事業」という。）であって、当該事務管理事業の実施に伴い増加する見込みである常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事予定者」という。）の人数が<u>10人</u>以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事務管理事業の実施前の常時雇用労働者の人数に<u>10</u>を加えた数以上の常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事者」という。）を雇用して当該事務管理事業を継続する事業をいう。この場合において、事務管理業務に従事するため当該従事開始の日までに県外から住所を移転した常時雇用労働者（以下「県内転入者」という。）のうち、対象事務管理事業従事予定者及び対象事務管理事業従事者とする人数は、<u>5人</u>を限度とする。</p> <p>（5）～（10） 略</p> <p>2 略</p> <p>（企業立地等事業に係る知事の認定の特例）</p> <p>第2条の2 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時雇用労働者の数が300人以下の会</p>

社及び個人であって、製造業に属する事業を営むもの（製造業に属する事業又は当該事業に関連して営む事業の用に供する工場等を県内の地域に設置している者に限る。以下「県内中小製造業者」という。）が新增設事業を実施する場合における前条第1項第2号の知事の認定に係る同号アの規定の適用については、同号ア中「10人以上」とあるのは、「5人以上」とする。

2 平成21年2月1日から平成23年3月31日までの間に県内中小製造業者が新增設事業を実施する場合における前条第1項第2号の知事の認定に係る同号アの規定の適用については、同号ア中「1億円」とあるのは、「5,000万円」とする。

別表（第3条関係）

略

備考 右欄に定める数の合計数の算定においては、新規雇用労働者のうち県内転入者である新規雇用労働者の数は、2を限度とする。

社及び個人であって、製造業に属する事業を営むもの（製造業に属する事業又は当該事業に関連して営む事業の用に供する工場等を県内の地域に設置している者に限る。）が新增設事業を実施する場合における前条第1項第2号の知事の認定に係る同号アの規定の適用については、同号ア中「10人以上」とあるのは、「5人以上」とする。

別表（第3条関係）

略

備考 右欄に定める数の合計数の算定においては、新規雇用労働者のうち県内転入者である新規雇用労働者の数は、5を限度とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第2号の知事の認定を受けた同号の企業立地事業又は同項第4号の知事の認定を受けた同号の事務管理部門雇用創出事業に係る旧条例第3条の補助金については、改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。